

令和7年11月17日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村名 (市町村コード)	所沢市 (112089)
地域名 (地域内農業集落名)	三ヶ島地区 (三ヶ島一丁目～五丁目、林一丁目～二丁目、若狭二丁目～三丁目、東狭山ヶ丘四丁目～六丁目、西狭山ヶ丘二丁目、和ヶ原三丁目、糞谷、大字堀之内)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年10月20日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・地区内農地面積に対して、31.78%が規模縮小などの意向のある農地となり、今後遊休農地化する可能性がある。
・地区内農地面積に対して、14.78%が75才以上の所有者、且つ後継者が不在となっており、今後遊休農地化する可能性がある。
・地区全体として、後継者不足及び遊休農地化する可能性のある農地が多く、新たな担い手を確保することが必要である。新規就農者等が参入している地域もあり、一部においては集約が進んでいる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・地区内に令和5年に市街化編入した工業団地があり、周辺の営農環境に配慮しつつ、農地、農業の在り方を検討していく必要がある。
・三ヶ島地区は、茶、露地野菜、畜産、果樹などが生産されている。茶の生産量、作付け面積とも市内で最も多く、また、果樹生産の割合が他地区よりも高く、養鶏、養豚が行われていることが特徴となっている。営農環境の改善、向上を図り、新たな担い手の確保や受け入れを進め、農地の効率的な利用を進める必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	258.93 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	258.93 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

区域内の農地については、原則、農業上の利用が行われるものとしている。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
目標地図に今後検討と記載された農地について、農地中間管理機構を通じ担い手や新たな担い手に集積、集約を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構や農業委員会事務局と協力し、所有者の意向や、耕作者の意向を確認し、地区全体での農地中間管理機構の活用を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業基盤整備に対する関心が他地区に比べて低くなっており、地域の状況の把握に努める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新たに法人参入希望のある法人や、他地区の担い手、新規就農希望者などを受け入れる。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域の実情の把握に努め、必用であれば活用を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

地区内に有機農業を行っている農業者がおり、周辺で行われている慣行農業と共存する農業を目指し、適正な農地管理を行うと共に、地区の農業者の意見や地権者の意向に基づき、農地中間管理事業を利用し集約を検討していく。